

## 1 これまでの経緯

### (1) 国の「在宅医療連携拠点事業」について

○平成24年度に、多職種協働による在宅医療の支援体制の構築、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すことを目的として実施。

(全国で105カ所で実施。(実施主体:病院、診療所、地方自治体など。))

○本県では、米子医療センター(一般枠)及び真誠会(復興枠)の2団体が実施。

### (2) 平成25年度の在宅医療に関する事業について

○平成24年度の国の補正予算により、平成25年度に新たな地域医療再生基金を造成する予定。(全国で500億円。各都道府県の上限は15億円。(ただし、各都道府県が上限で提出した場合、500億円を超えることから、一定の減額の可能性あり。))

○国は、平成24年度に実施した「在宅医療連携拠点事業」を廃止する代替措置として、新たな地域医療再生基金の中で在宅医療の推進を必須項目として取り組むこととし、見直し後の新しい地域医療再生計画に盛り込むよう指示あり。

○今年4月に県から医療機関等に対して基金活用の要望照会を行い、その際、在宅医療連携拠点事業だけでなく、在宅医療に係る設備整備、広報活動等を支援するための在宅医療推進事業の実施についても照会。

○平成25年5月末に、在宅医療に関する事業を含む見直し後の新しい地域医療再生計画(総額15億円)を厚生労働省へ提出。

## 2 新たな地域医療再生基金を活用した在宅医療推進の実施要望の状況

### (1) 在宅医療連携拠点事業：5団体

東部：にしまち幸朋苑
中部：無し
西部：米子医療センター、真誠会、鳥取大学医学部附属病院、博愛病院

### (2) 在宅医療推進事業：12団体

※医療機関以外にも、米子市(フォーラムの開催等)などからも要望あり。

## 3 今後のスケジュール

○7月中旬頃、新しい地域医療再生計画について厚生労働省内示。

○上記内示を受け、地域医療対策協議会等で、在宅医療の推進事業を含め、実施事業を精査。(7~8月予定。)

○実施することとした事業について、9月補正で予算化。

○補正予算成立後、交付申請、事業実施。(ただし、今年4月から既の実施しているものがある場合は、当該実施内容についても認められる。)

※再生基金を活用した来年度以降の事業継続については、最大平成27年度まで事業費の繰り越しが可能。(ただし、国の承認が必要。)